

乳幼児医療費(外来のみ)が窓口無料化になりました ～阿蘇市内の医療機関・調剤薬局での窓口支払いがなくなりました～

子育て中の皆さんの時間的、経済的負担を軽減するためこれまで乳幼児医療費助成申請手続きにより償還していた乳幼児医療費の一部負担金が、阿蘇市内の医療機関・調剤薬局の外来においては、平成20年4月診療分から、手続きなしで現物給付（窓口無料化）ができるようになりました。ただし、育成医療・未熟児医療・スポーツ保険等他の助成に該当する場合は除きます。



■乳幼児とは？

就学前（出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんです。

■現物給付を受けるには？

医療機関、薬局の窓口で、毎回必ず「乳幼児医療費受給者証」と「保険証」を提示してください。現在、「乳幼児医療費受給者証」をお持ちでない方は、再交付の申請をしてください。

※「乳幼児医療費受給者証」と「保険証」の提示がない場合は、今までどおり市に申請することで、医療費の助成を受けます。

■受給資格を喪失しているのに、支払いをしなかった場合（転出や対象年齢到達後など）は？

現物給付で助成を受けても医療費を返還してもらうこともあります。

※転出、対象年齢到達等により、阿蘇市乳幼児医療費受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市役所へ返還してください。

<問い合わせ先>健康福祉課子育て支援係 ☎22-3167

国民年金だより

前年度に「学生納付特例制度」の承認を受けた方の申請方法が変わります

学生で国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の納付を猶予する「学生納付特例申請」をご利用ください。本人の前年所得が一定基準以下のとき申請して承認されれば保険料の納付が10年間猶予されます。

平成20年度から、前年度に学生納付特例を承認された方へ「学生納付特例申請書（はがき）」が送付されます。引き続き在学される方は、このはがきに必要事項を記入し返送するだけで手続きができます。

ただし、はじめて申請される方やはがきが届かなかった方、在学する学校を変更した方は、従来どおり住所地の国民年金担当窓口において手続きが必要になります。この際、在学証明書または学生証の写しを添付していただくことになります。

<問い合わせ先>市民環境課戸籍年金係 ☎22-3135